

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

岡山県知事 伊原木 隆太

- 1 技術提案に付する事項
 - (1) 業 務 名
令和 8 年度特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務
 - (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 技術提案に参加できる者の資格
技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者であること。
 - (2) 入札参加資格者名簿の格付区分が A であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等
岡山県保健医療部健康推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
電 話（086）226-7328
F A X（086）225-7283
- 4 契約条項を示す場所
上記 3 の場所及び岡山県ホームページ
- 5 技術提案参加手続等
 - (1) 仕様書等の配布期間及び場所
 - ①配布期間
令和 8 年 2 月 2 7 日（金）から令和 8 年 3 月 1 1 日（水）まで
（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - ②配布場所
上記 3 の場所に同じ
なお、岡山県健康推進課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>
から入手すること
 - (2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間
令和 8 年 2 月 2 7 日（金）から令和 8 年 3 月 1 1 日（水）まで（閉庁日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時まで
 - ②提出場所
上記 3 の場所に同じ
 - ③提出方法
E-mail

(3) 技術提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月11日(水)までに、下記(4)③の宛先にE-mailする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

① 受付期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月11日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

② 方法

「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)によりE-mailすること。

③ 宛先

岡山県保健医療部健康推進課 E-mail kensui@pref.okayama.lg.jp

メールタイトルを「プロポ質問書(会社名)」とし、「8問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと

④ 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へE-mailにより提案書等を提出しなければならない。

① 提出期限 令和8年3月23日(月)

② 提出場所 E-mail kensui@pref.okayama.lg.jp

メールタイトルを「プロポ(会社名)」とし、「8問い合わせ先」へ電話で受信の確認を行うこと

③ 提出書類

・提案書 様式第4号

・企画提案書

・見積書(任意様式でよい。経費の内訳を記載)

④ その他

「令和8年度特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務委託提案の留意事項」に留意し、提案書を作成すること。

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

① 別途設置する審査委員会で審査の上決定する。

② 審査時における評価は、上記6で提出された提案書等を審査委員会で審査し、「令和8年度特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務委託 仕様書」の趣旨、内容に沿ったものであるかどうかについて、総合的に判断する。

③ 評価点の合計が同点の場合は、評価項目の「内容・企画」、「実績」、「費用」の順で評価点が高い提案事業者を選定する。

(3) 契約保証金 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

① 提出書類は返却しない。

② 審査の過程において追加資料を求める場合がある。

8 問い合わせ先

岡山県保健医療部健康推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話(086)226-7328/FAX(086)225-7283

E-mail kensui@pref.okayama.lg.jp